

マリーナ観光 株式会社 安全方針

- 1.輸送の安全確保を全てにおいて最優先する
- 2.関係法令・規則を遵守し、安全安心第一に職務を遂行する

「お客様の安全確保を何よりも優先して考え、行動する」を基本方針とし、法令順守と、輸送の安全性向上に努め、年間目標の事故ゼロ実現に向けて、社員一丸となり取り組む。

令和7年4月1日

代表取締役 大栗 浩司

総括運行管理者 橋本 麻衣

運行管理者 大栗 啓介

(別表)

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度並びに令和6年度の事故類型別の事故件数は、下記のとおりです。

令和7年4月1日

項 目	件 数	
	5年度	6年度
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの	0件	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けたものを言う。)を生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件
総 件 数	0件	0件